

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(3) 「特茶 ほうじ茶」(サントリー食品インターナショナル株式会社)

○志村座長 それでは、順序が逆になりましたが、審議品目のサントリー食品インターナショナル株式会社「特茶 ほうじ茶」についてです。

消費者庁から概要の説明をお願いします。

○消費者庁食品表示企画課 資料2をごらんください。「特茶 ほうじ茶」となります。食品形態は清涼飲料水、許可を受けようとする表示の内容は「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」というものです。関与成分、関与成分量は、ケルセチン配糖体(イソクエルシトリンとして)110mg、1日当たり摂取目安量は1日500mlを目安にお飲みくださいというものです。既許可品として「ホット特茶」をお示しておりますが、こちらとの相違点は1点、原材料が「ホット特茶」は緑茶であったのに対し、「特茶 ほうじ茶」の申請品はほうじ茶として配合量を変更している点となります。

なお、許可を受けようとする表示の内容、最後の部分ですが、「体脂肪が気になる方に適しています」という申請となっておりますけれども、こちらは先の調査部会において、申請者は別の品目になるのですが、「体脂肪が気になる方に適しています」という審議がなされた際に「体脂肪が気になる方に適しています」という表現は主観的で、訴求対象が不明確であるといったことや有効性試験は対象者の範囲が限られているなどの意見が出たことを踏まえ、「体脂肪が気になる方」というものから「体脂肪が多い方や多めの方に」という表現に変更するようという指摘がなされたというものがございます。本申請品「特茶 ほうじ茶」につきましても「体脂肪が気になる方に適しています」となっておりますので、申請者のサントリー食品に対し、先の審議内容について伝えましたところ、現在「体脂肪が気になる方に適しています」というものを「体脂肪が多い方または体脂肪が多め目の方」として修正を行う意向があるということを確認しております。

以上となります。

○志村座長 ありがとうございます。

それでは、次に事務局から、事前に委員から出された意見などを御紹介ください。

○消費者委員会事務局 委員の方々から寄せられた御意見です。先ほどの資料4-2の3枚目をごらんください。

この「特茶 ほうじ茶」につきまして、まず、大野委員から、この品目は従来既許可品の緑茶をほうじ茶にかえたものなのですからけれども、緑茶とほうじ茶の間に、カテキンの種類や含量における差があるのか、それについて示すこと。もしも差があるのであれば、そのことがこの品目の作用に影響するか否かについて検討することという御意見でございます。

志村委員からは、既許可品「伊右衛門 特茶」との相違は、主に各3点でしょうかということで、1点目、緑茶に対してほうじ茶、すなわち風味違い。2点目、酵素処理イソクエルシトリン製剤を

第4 1 回新開発食品評価第一調査会 議事録

サンエミックP15からST30に変更、しかし、関与分量は同等。3点目、店頭にて55度で最大1週間の加温販売を想定。この3点が従来品との相違点でしょうかという御指摘です。この2、3については、関与成分の規格量110mg以上が担保されているので、既許可品と有効性、安全性については同等とみなしてよいと判断します。許可表示につきましても既許可品と同じで、その他の表示も穏当ですという御意見をいただいております。

森川委員からは、主原料がほうじ茶になっているが、特には問題ないと思いますと。

山岡委員からは、特に考えられる問題はありませぬという御意見です。

脇委員からは、既許可品と同等と考えてよいと思いますが、念のため、カテキン等のポリフェノール類の比較があれば教えてください。これは大野委員の御指摘と同じような内容かと思われます。

委員の方々からの御意見は以上でございます。

○志村座長 ということですが、何か補足等はございませんでしょうか。

お願いします。

○消費者委員会事務局 志村委員から御指摘がございました既許可品「伊右衛門 特茶」との相違点として、イソクエルシトリン製剤をサンエミックP15からST30に変更しているのかというコメントがございますが、これは申請が去年の9月でして、その時点では、まだST30を配合して許可になったものがなかったもので、P15を使ったものが申請書の概要版の比較表には載っております。ですが、この資料2の比較表を見ていただきたいのですけれども、申請後の去年の12月16日、この日に「ホット特茶」というものが許可になっております。これはサンエミックP15ではなしに、ST30を配合したもので許可になっておりますので、この酵素処理イソクエルシトリン製剤が同じものでも似たようなもので許可前例があると御理解いただければと思います。

以上です。

○志村座長 ありがとうございます。

いかがでしょう。委員の先生方の御意見の中では、大野委員からはカテキンの種類や含量における差について示すことという御意見、また、脇委員からはカテキン等のポリフェノール類の比較があればお教えくださいというところがございましたが、基本的には許可してよいというぐあいに読み取れますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、こちらはそういう形で申請者にお返ししてということになっていくと思いますが、大野委員、また、脇委員の御意見について、対応していく必要があろうかと思っております。

○消費者委員会事務局 では、この大野委員の御指摘と脇委員の御指摘はほぼ同じような趣旨かと思われまますので、大野委員がここに書かれていますように、緑茶とほうじ茶の成分、特にカテキンなどを中心にした成分の違いについて説明することと、違いがあるのであれば、それが最終製品の効果に影響していないかどうかについて検討すること、そういう内容でよろしいですね。

これはどうでしょうか。そのことを指摘として出しまして、回答が出てきましたら。

○志村座長 座長預かりということですが、御意見を頂戴した先生に御確認いただくということではいかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 座長預かりという形で、志村座長から、内容によって必要であれば大野委

第4 1回新開発食品評価第一調査会 議事録

員と協委員にも御確認いただくということで、改めて調査会での審議はしなくてもよろしいということ。

○志村座長 ということによろしいと思います。

○消費者委員会事務局 では、そのような指摘を出しまして、座長預かりということで処理させていただきます。

○志村座長 この先は何か。

○消費者委員会事務局 先ほど、消費者庁の説明にもあったかと思うのですが、体脂肪の訴求のところ、上の部会で体脂肪が多めの方もしくは多い方ということで対象を客観的にするという方針が定まっておりますので、この旨は基本的には部会に申し送りをしまして、機械的になるかと思うのですが、事後的に部会長預かりの形で指摘を出して、御対応させていただくことになろうかと思えます。

○森川委員 そうすると「骨の健康」というのもかなり抽象的で漠然とした客観的な表現ではないと思うのですが、そういう場合は当たるのでしょうか。

○消費者委員会事務局 今期の部会で体脂肪訴求に関してはそういう御議論がございまして、方針みたいなものが決定したのですが、「骨の健康」となりますと初めてになりますので、先ほど申し送ると整理させていただいたとおり、部会で御検討いただくことになろうかと思えます。

○志村座長 よろしいでしょうか。